

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 バロー上越寺店

所在地 上越市寺157番地2外

設置者 株式会社バローホールディングス

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

面積 243平方メートル

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

面積 195平方メートル

##### イ 廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

面積 46立方メートル

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

面積 42立方メートル

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・株式会社バロー

午前9時から午後9時

・未定

午前9時から午後9時

(変更後)

・株式会社バロー

午前9時から午後9時

##### イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場1 出入口の数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 駐車場1 出入口の数 4箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

##### ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前6時～午後9時

荷さばき施設2 午後10時～午前6時

荷さばき施設3 午前6時～午後9時

(変更後) 荷さばき施設1 午前6時～午後9時

荷さばき施設2 午後10時～午前6時

### 3 変更年月日

上記2の(1)の変更：平成29年3月29日

上記2の(2)の変更：平成28年7月29日

### 4 変更の理由

建物2（テナント物販棟）を併設施設に変更するとともに、出入口を新たに設置して地域住民へのサービス向上を図るため。

- 5 届出年月日  
平成28年7月28日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成28年8月9日から平成28年12月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)